# 本巣市留守家庭教室事業利用規則

## １．送迎について

⑴ 通常授業日

お迎えは、保護者または保護者が指定した１８歳以上の者（１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者を除く）が行ってください。

⑵ 長期休業日（春・夏・秋・冬休み）、振替休業日

自宅と利用教室間の送り迎えとも、保護者または保護者が指定した１８歳以上の者（１８歳に達する日以降の最初の３月３１日までの間にある者を除く）が行ってください。

⑶ 送迎される保護者は、必ず名札を着用してください。また、送迎の際は、安全管理のため必ず指導員に声をかけてください。

⑷ 開設時間内での送迎を厳守してください。

開設時間　通常授業日・・・・・・・・・学校終了後から午後６時まで

（延長利用者は午後６時 30 分まで）

長期休業日、振替休業日・・・午前８時から午後６時まで

（延長利用者は午前７時 30 分から、午後６時 30 分まで）

※延長利用希望の方は「留守家庭教室延長利用申請書」をご提出ください。申請がない場合は延長時間帯はご利用できませんのでご注意ください。（オンライン申請もできます）

※お時間をお守りいただけない場合は、ご利用をお断りすることがあります。ご注意ください。

⑸ IC タグによる入退室管理

入室時と退室時に IC タグによる確認を行います。児童には教室より貸与する IC タグを持たせてください。

## ２．生活範囲について

実施施設の敷地内を範囲とします。児童の安全のため、無断で敷地外へ出ないようご家庭においても十分指導してください。

## ３．昼食について

長期休業日（春・夏・秋・冬休み）及び振替休業日等の学校給食が無い日は、昼食が必要です。各自で弁当やお茶を持参させてください。お弁当注文サービスもご利用いただけます。お弁当か注文できる日は別途お知らせします。

## ４．健康管理について

⑴ 伝染病等に罹患した場合には、完治するまで留守家庭教室を利用することはできません。欠席の際には、伝染病罹患によることを留守家庭教室へ連絡してください。

⑵ インフルエンザ等のために学級閉鎖等になる場合は、閉鎖された学級の児童は登校できるようになるまで留守家庭教室を利用することはできません。

## ５．利用辞退（終了）等の届けについて

⑴ 留守家庭教室の利用を辞退（終了）する場合は、利用辞退する月末の１週間前までに「留守家庭教室利用辞退届」を提出してください。（オンライン申請もできます）

⑵ 利用申込書の内容に変更が生じた場合（保護者の就労状況に変更があった、転居により住所が変更した等）は、必ず「留守家庭教室利用状況変更届」及び変更後の「就労証明書」（※変更後の就労証明書は保護者の就労状況に変更があった場合のみ必要）を幼児教育課へすみやかに提出してください。（オンライン申請もできます）

## ６．利用料について

⑴ 月の途中で利用を辞退（終了）されても、当該月分の利用料の全額を納付していただきます。ま

た、**「留守家庭教室利用辞退届」のご提出がないまま欠席されていても、利用されているものとして利用料を納付していただきます。**

⑵ 口座振替の口座には、常に利用料以上の残高をご準備ください。残高不足等により口座振替（自動払込）が出来ないということが無いよう十分注意してください。

⑶ 口座振替の手続きができていないなどの理由で、やむを得ず納付書により利用料を納付する場合は、納期限を厳守してください。**利用料を滞納されますと、留守家庭教室のご利用をお断りする場合がありますのでご注意ください。**

## 7．警報発令時の休室について

台風等のため警報が発令される場合で学校が休校になる時は、児童の安全のために留守家庭教室も休室します。台風等の警報発令時の留守家庭教室の休室の取扱いについては、下記の表を基本に対応してください。

| 警報等の発令状況 | 学校への登校予定の日 | 学校への登校予定でない日<br>（休日参観等の振替日・<br>夏休み等の長期休業期） |
|---|---|---|
| 警報の種類 | 特別警報・危険警報<br>暴風警報・大雨警報・土砂災害警報<br>暴風雪警報・大雪警報<br>河川氾濫警報（根尾川）※１ | 特別警報・危険警報<br>河川氾濫警報（根尾川）・土砂災害警報（北部）<br>暴風警報・暴風雪警報　※１ |
| 午前 6 時に発令中の場合 | ― | 自宅待機となります。<br>（児童の受入れを見合わせます。） |
| 午前 6 時～午前 7 時 30 分に解除された場合 | ― | 開設します。<br>**※7 時 30 分に警報が継続されている場合は、自宅待機となります。<br>（児童の受入れを見合わせます。）** |
| 午前 11 時までに解除された場合 | 解除後、学校へ登校した場合は学校終了後に開室し、児童を受入れます。<br>解除後、学校へ登校しない場合は休室とし、児童を受入れません。 | 午後 1 時から開室し、児童を受入れます。<br>※ご家庭で昼食を済ませてください。 |
| 午前 11 時を過ぎてから警報が解除された場合 | 休室します。 | 休室します。 |
| 開設(受入)後に発令された場合 | 通常どおり開設し続けます。<br>（基本的には警報発令による閉鎖は行いません。）<br>引き続き児童を保護しますが、災害等が発生する可能性もありますので、早めのお迎えにご協力ください。 | 通常どおり開設し続けます。<br>（基本的には警報発令による閉鎖は行いません。）<br>引き続き児童を保護しますが、災害等が発生する可能性もありますので、早めのお迎えにご協力ください。 |

**※1　土砂災害警報・大雪警報については、その種類と近隣市町の状況によって、次表のとおり地域ごとの対応となる場合がございます。**

【学校登校予定の日において本巣市に警報が発表された時の対応】

| | 本　巣　市 | 近　隣　市　町 | 園・学校実施の有無 |
|---|---|---|---|
| 警報の種類 | 土砂災害警報 | 北方町（大雨警報が出ていない）<br>瑞穂市（大雨警報が出ていない）<br>**※ともに**大雨警報が出ていない場合で、危険度分布図で**影響範囲外** | ※地域（中学校区）ごとの対応とする<br>〔例〕<br>根尾地区　・・・自宅待機<br>本巣中校区・・・自宅待機<br>真正中校区・・・実施<br>糸貫中校区・・・実施 |
| | | 北方町（大雨警報）<br>瑞穂市（大雨警報）<br>**※いずれかでも**警報の場合 | 全中学校区・・・自宅待機 |
| | 大雨警報 | ※北方町・瑞穂市の状況にかかわらず | 全中学校区・・・自宅待機 |
| | 氾濫警報<br>（根尾川） | ※北方町・瑞穂市の状況にかかわらず | 全中学校区・・・自宅待機 |

【学校登校予定の日において本巣市に大雪警報が発表された時の対応】

| 本　巣　市 | 園・学校実施の有無 | |
|---|---|---|
| 大　雪　警　報 | 根尾地区 | 大雪警報発表時は、自宅待機<br>※状況によっては、通常または遅らせて実施することもある。 |
| | 本巣中校区 | 大雪警報発表時は、自宅待機<br>※状況によっては、通常または遅らせて実施することもある。 |
| | 真正中校区 | 大雪警報が瑞穂市、北方町に発表されていない場合は、通常どおり実施<br>瑞穂市、北方町のいずれかでも大雪警報が発表されている場合は、自宅待機 |
| | 糸貫中校区 | 大雪警報が瑞穂市、北方町に発表されていない場合は、通常どおり実施<br>瑞穂市、北方町のいずれかでも大雪警報が発表されている場合は、自宅待機 |

## 8．怪我・病気等について

留守家庭教室において、児童に怪我や発熱等の病気が発生した場合、保護者（児童調査書の緊急連絡先）へ連絡をします。**すみやかにお迎えのうえ、医療機関等で受診してください。**

ただし、緊急を要する場合は職員により医療機関へ搬送しますが、保護者はすみやかに医療機関にお越しください。

## 9．その他

児童が留守家庭教室の施設や備品を破損した場合、修繕費用等は保護者負担となります。